

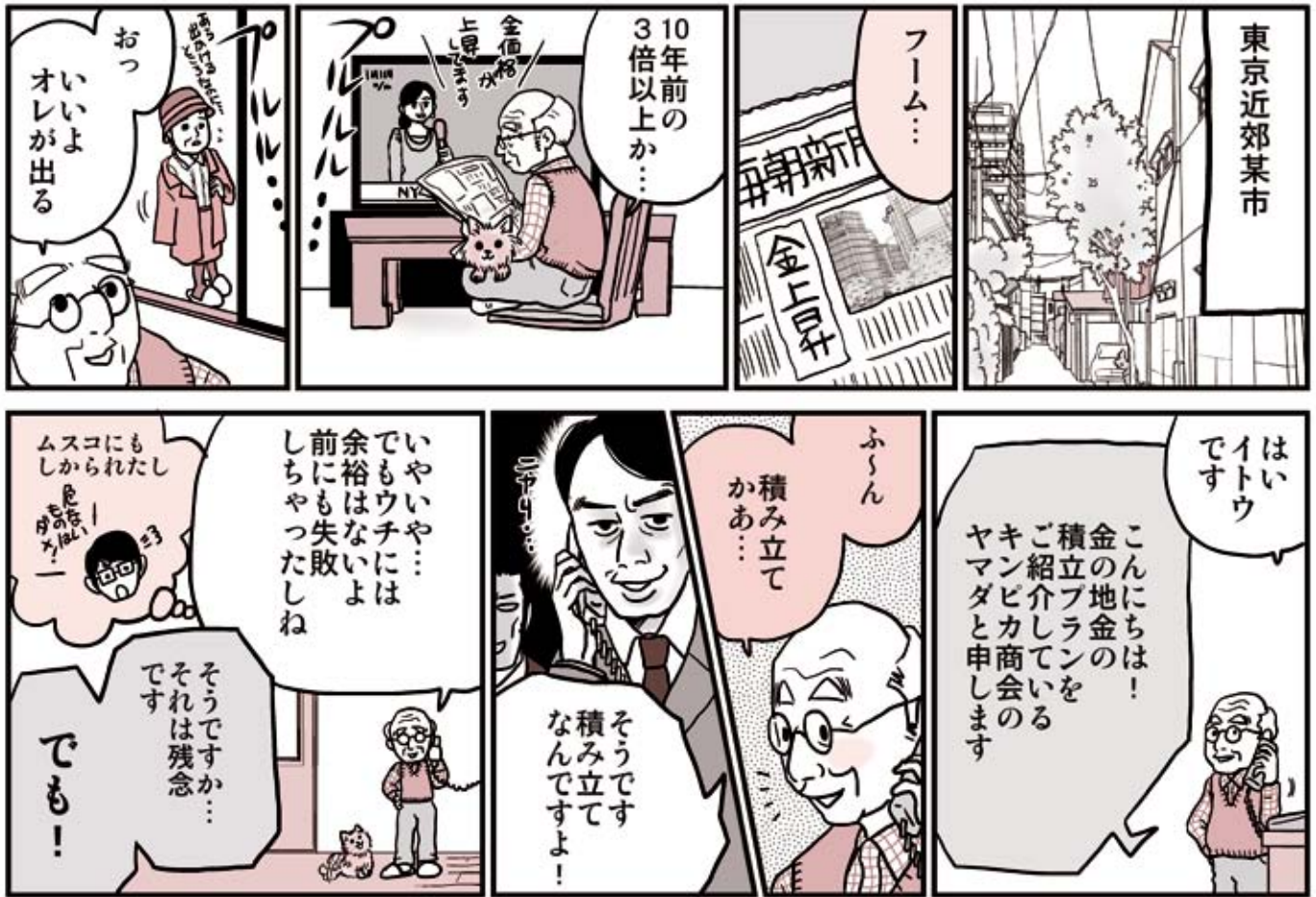
わたしは ダメサレナイ!!

第22話 金の地金取引詐欺

●監修 中谷 薫 (なかたに・かおる)

横浜市消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



複雑で難解な金地金の
長期間前払い割賦契約

比較的相場が安定しているといわれている金地金ですが、金相場の上昇気配のタイミングで、金地金をお年寄りに対して25年以上などの非常に長期間の前払い割賦契約をさせる詐欺事件が急増しています。

なお今回は金の相場が上昇傾向にある場合を想定してマンガ、本文とも解説していきます。

ポイント1

安全・確実にリスクはないという

甘言に誘われて...

この詐欺に遭ってしまう被害者の多くは過去に先物取引、未公開株、怪しい会社の社債などの投資詐欺に遭ったことのある70〜80歳くらいの高齢者です。

悪質業者はまず電話で勧誘してきます。被害者は過去の詐欺被害の苦い経験から、最初は断りますが、業者は「今度は確実なもの」「金の地金を少しずつ買う取引きなのでリスクはない」「金は絶対に上がる、必ず儲かる」と過去の取引きとは違うと説明し、また、損を取り戻したいという被害者の心理を突いた巧みなセールストークを展開して、少しでも興味を示すと、強引に家に訪問してきます。そして「純金積立のようなもの」と安全な取引きであることを強調して契約をさせますが、実際は業者の決めた取引価格で行う金地金の前払い割賦販売取引、あるいは業者と相対で行う金の先物取引で、大変複雑な仕組みになっています。

ポイント2

実際の取引きの仕組みは複雑難解



この取引では、契約時の金の市場価格を参考に、業者が決めたg当たりの購入価格で金を1kg単位で購入します。支払いは5〜30年間の分割前払いで、代金を全額支払った後に現物が引き渡されます。つまり80歳の人が期間30年(360回払い)の契約をすると、その人が契約した金の現物を受け取れるのは110歳ということになります。被害者はこうした取引の仕組みを理解しないまま契約してしまいます。

しかもこの取引は、中途解約すると支払ったお金がそのまま戻るのではなく、契約時に業者が決めた購入価格と解約時の金の市場価格を参考に業者が決めた解約価格の差額から損益を計算し、さらに高額な手数料(契約金額の10%程度)や年間口座管理料などを引かれるので、かなり値上がりしないと戻ってくるお金は大幅に減ってしまいます。

被害者は、最初に少しまとまったお金を支払い、その後一定の金額を毎月少しずつ支払っていくことで金地金を少しずつ積み立て、必要ときにはいつでも積み立てた分だけ返金してもらえらると思っています。しかし、実際には、最初に支払ったお金は頭金に過ぎず、残金を長期間、均等分割で支払い終わったところで、ようやく金地金が入るといふ契約であり、自分の思っていた商品とは異なる仕組みの契約だったことを、家族に指摘されたり、中途解約して手取りが大幅に減ってしまった後で初めて理解するのです。

ポイント3

説明を鵜呑みにせず、契約内容を確認!

被害に遭わないためには業者のセールストークを鵜呑みにせずに、どんな契約なのか、



この物語はフィクションであり登場する名称などはすべて実在のものとは関係ありません

契約書をよく確認することが大切です。

この取引金を金地金の「訪問販売」とすると、特定商取引法が適用されるので、契約書面を受領してから8日間はクーリングオフが可能ですが、もしうっかり契約してしまった場合は、必ず期間内にクーリングオフをしましょう。もし期間を過ぎてしまった場合でも、業者と交渉できるケースもあります。「金は絶対に上がる」「絶対儲かる」などと契約の際に断定的な判断の提供があった場合は消費者契約法で取り消しを主張できますし、「リスクは一切ない取引」などと嘘を言って契約させられた場合は特定商取引法と消費者契約法の両方で取り消しを主張することができます。

またこの取引金には、中途解約時の精算方法に先物取引の手法が用いられており、商品先物取引法の適用も考えられます。

しかし、こうした業者とは連絡が取れなくなってしまうケースも多く、その場合、返金は大変難しくなってしまいますので、安易な契約は絶対にしないよう注意しましょう。

★こうしたトラブルを未然に防ぐため、投資の勧誘があった場合は、家族や信頼できる知人などと情報を共有しつつ、少しでも不審なことや困ったことがあったら早めに地元の消費生活センターに相談しましょう。

「詳しい情報やご相談」

- 全国の消費生活センター
 - 東京くらしWEB 消費者被害情報
 - 国民生活センター報道発表
- http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121101_2.html